

出産ケア政策会議 会則

第1章 総則.....	2
第1条 名称.....	2
第2条 事務局（所在）.....	2
第3条 目的.....	2
第4条 事業.....	2
第2章 会員.....	2
第5条 会員.....	2
第6条 会員の種別.....	2
第7条 入会手続.....	3
第8条 入会金・会費・分担金.....	3
第9条 退会および会員資格の喪失.....	3
第3章 役員.....	3
第10条 役員の種別.....	3
第11条 報酬.....	3
第4章 会議および総会.....	3
第12条 定期会議.....	3
第13条 定期総会.....	3
第14条 臨時総会.....	4
第15条 議決.....	4
第5章 情報公開および個人情報の保護.....	4
第16条 情報公開.....	4
第17条 個人情報の保護.....	4
第18条 守秘義務.....	4
第6章 会則の変更および細則.....	4
第19条 会則の変更.....	4
第20条 細則の制定.....	4
第7章 会計および資産の管理.....	4
第21条 事業（会計）年度.....	4
第22条 資産の構成と管理.....	5
第23条 会計の報告.....	5
第24条 剰余金の分配.....	5
第25条 剰余財産の帰属.....	5
第8章 解散.....	5

第 26 条 解散.....	5
第 9 章 利益相反.....	5
第 27 条 利益相反	5
附則	5
本会の沿革	5

第 1 章 総則

第 1 条 名称

本会は、「出産ケア政策会議」と称する。

本会の英文名は、「Birth for the Future (略称 BFF)」（仮称）とする。

第 2 条 事務局（所在）

本会の事務局は、代表宅におく。

第 3 条 目的

本会は、女性を大切にしたい出産ケアのあり方を政策および制度面から支えるために、当事者である女性とケアの提供者である助産師が協働して、出産ケアに関わる政策や制度、法律を見直し、女性のニーズと権利に沿った政策および制度への転換を目指し活動することを目的とする。

第 4 条 事業

本会は、第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 1) 学習会事業
- 2) 講演会事業
- 3) 啓発事業
- 4) その他、本会の目的の達成に必要な事業

第 2 章 会員

第 5 条 会員

1. 本会の会員は、本会の目的に賛同したものとし、本会への入会、退会は任意である。
2. 会員に関する細則（会員規則）は、総会の承認を得て別に定める。

第 6 条 会員の種別

本会の会員は、次の 2 種類とする。

- 1) 正会員：本会の事業を運営し、議決権を持つ個人
- 2) 賛助会員：本会の事業を賛助する個人または団体（法人）

第7条 入会手続

会員として入会しようとするものは、会員規則の内容を確認し、本会の代表へ入会を届け出る。

第8条 入会金・会費・分担金

1. 正会員は入会に際して、会員規則に定める入会金を納入しなければならない。
2. 正会員および賛助会員は、会員規則に定める会費を納入しなければならない。
3. 総会において本会運営に必要な分担金が定められた場合、正会員は分担金を納入しなければならない。
4. 会員が納入した入会金・会費・分担金は、その理由を問わず、これを返還しない。

第9条 退会および会員資格の喪失

1. 会員は、本会の代表へ退会を届け出ることによって任意で退会できるほか、次の事由によってその資格を喪失する。
 - 1) 総会において除名を決定したとき
 - 2) 死亡（団体の場合は解散）したとき
 - 3) 事前の連絡なしに会費を2ヶ月以上滞納したとき
2. 会員がその資格を喪失したときは：
 - 1) 本会に対する全ての権利を失い、また義務を逃れるが、資格喪失以前の未履行の義務があるときは、これを最後まで履行しなければならない。
 - 2) 会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費や拠出した金品は返還しない。

第3章 役員

第10条 役員の種類

1. 本会は、代表、会計、書記、監事の役員を置く。
2. 役員は、正会員の中から、総会の承認を得て選任する。

第11条 報酬

役員は無給とする。

第4章 会議および総会

第12条 定期会議

本会は、月1回、定期会議を開催する。

第13条 定期総会

本会は、年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に定期総会を開催する。

第14条 臨時総会

本会は、次の場合、臨時総会を開催する。

- 1) 本会の代表が必要と認めたとき
- 2) 正会員の5分の1以上から会議の開催目的を示して請求があったとき
- 3) 監事から会議の開催目的を示して請求があったとき

第15条 議決

1. 総会の議長は、代表または代表が指名する正会員がこれに当たる。
2. 総会の承認を必要とする場合、全正会員に議案を提示したのち、正会員による議決を得る。
3. 議決のための定足数は、正会員の2分の1以上とする。事前の委任および議案に関する可否表明もこれに含める。
4. 可否同数のときは、本会の代表が決するところとする。

第5章 情報公開および個人情報の保護

第16条 情報公開

本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、会計書類等を積極的に公開するものとする。

第17条 個人情報の保護

1. 本会は、活動上知り得た個人の情報の保護に万全を期するものとする。
2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、総会の承認を得て別に定める。

第18条 守秘義務

会員は、本会の活動、会議および総会において得た個人の情報（会話、写真、録画等を含む）を、本人の許可なく口外する、SNSに投稿する等の行為をしてはならない。

第6章 会則の変更および細則

第19条 会則の変更

本会の会則に追加、削除および変更等の必要が生じた場合、総会の承認を得て変更を行う。

第20条 細則の制定

本会運営のために必要な細則は、総会の承認を得て制定する。

第7章 会計および資産の管理

第21条 事業（会計）年度

本会の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

第 22 条 資産の構成と管理

1. 本会の資産は、次にあげるものによって構成する。
 - 1) 入会金・会費・分担金、寄付金品、その他
 - 2) 事業収入
2. 本会の資産は、代表および会計役員がこれを管理する。
3. 本会の経費は、本会の資産をもって支払いにあてる。

第 23 条 会計の報告

1. 本会の収支会計に関する予算書および決算書は、会計が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得る。
2. 事業年度終了後 3 ヶ月以内に、会員へ事業および会計報告を行う。

第 24 条 剰余金の分配

本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 25 条 残余財産の帰属

本会が精算をする場合において有する残余財産は、総会の承認を得て、本会に趣旨の近い公益団体に寄付する。

第 8 章 解散

第 26 条 解散

本会の解散は、正会員の 3 分の 2 の議決を得なければならない。

第 9 章 利益相反

第 27 条 利益相反

他団体・企業からの協賛・協力・後援は、直接の利害関係を排除し、会の目的に即した理念の共通により選考する。

附則

この会則は、2020 年（令和 2 年）5 月 17 日から施行する。

本会の沿革

2016 年（平成 28 年）2 月 28 日

本会・現共同代表 3 名が「Birth for the Future 研究会」を設立

1 年間の準備期間を経て、本会の目的に従って研修会を企画し、参加者を募る

2017年（平成29年）5月20日（この日を本会の設立年月日とする）
BFF研究会主催の研修会として「出産ケア政策会議」が発足
以降、非営利任意団体として活動を続ける